

議案第 3 号

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する  
条例制定の件

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例を次の  
ように定める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する  
条例

( 淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例の一部改正 )

第 1 条 淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例( 平成 1 7 年淡路市条例第  
9 5 号 ) の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 個につき 1 年	4 , 0 2 0 円
1 個につき 1 年	7 , 0 2 0 円
1 個につき 1 年	1 0 , 3 2 0 円
1 個につき 1 年	1 3 , 3 8 0 円
1 個につき 1 年	3 , 7 2 0 円

」

を

「

1 個につき 1 年	4 , 2 1 0 円
1 個につき 1 年	7 , 3 5 0 円
1 個につき 1 年	1 0 , 8 1 0 円
1 個につき 1 年	1 4 , 0 1 0 円
1 個につき 1 年	3 , 8 9 0 円

」

に改める。

(淡路市墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市墓地の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第138号)の一部を次のように改正する。

別表第2津名公苑法界塔の項の表中「20,000円」を「20,950円」に改める。

別表第3津名公苑墓地維持費の項の表中

「		「		
	500円		520円	
	500円		520円	
	500円		520円	
	1,000円		1,040円	
	500円	を	520円	に改め、同表仮屋墓地維持費の項の
	500円		520円	
	500円		520円	
	500円		520円	
	500円		520円	
	500円		520円	
」		」		

表中「1,050円」を「1,100円」に改める。

(淡路市公民館条例の一部改正)

第3条 淡路市公民館条例(平成17年淡路市条例第229号)の一部を次のように改正する。

別表第3第1号の表中

「		「		
	円		円	
	1,200		1,250	
	400		410	
	300	を	310	に改め、
	600		620	
	400		410	
	300		310	
	300		310	
」		」		

同表第 2 号の表中

円		円
200		210
600	を	620
200		210
400		410
200		210

に改め、

同表第 3 号の表中

円		円
400		410
200		210
200		210
200	を	210
200		210
200		210
200		210
200		210
400		410
200		210

に改め、

同表第 4 号の表中

円		円
600		620
200	を	210
400		410

に改め、

同表第 5 号の表中

円		円
200		210
200		210
300	を	310

に改め、

400
600

410
620

」

同表第6号の表中

「

円
600
200
200
400
400
200

「

円
620
210
210
410
410
210

を

に改め、

」

同表第7号の表中

「

円
600
200
200
300
400

「

円
620
210
210
310
410

を

に改め、

」

同表第8号の表中

「

円
200
600
200
400

「

円
210
620
210
410

を

に改め、

」

同表第9号の表中

「

円
400
400

「

円
410
410

300
400
300
300
300
500
400
300
300

を

310
410
310
310
310
520
410
310
310

に改め、

」

」

同表第10号の表中

「

円
300
300
300
400
400
400
300
400
600
300

を

「

円
310
310
310
410
410
410
310
410
620
310

に改め、

」

」

同表第11号の表中

「

円
200
600
200
400

を

「

円
210
620
210
410

に改め、

」

」

同表第12号の表中

「

円
---

「

円
---

200	を	210	に改め、
200		210	
600		620	
200		210	
1,500		1,570	

同表第13号の表中

円	を	円	に改め、
400		410	
300		310	
300		310	
300		310	
300		310	
300		310	
600		620	

同表第14号の表中

円	を	円	に改める。
200		210	
200		210	
200		210	
200		210	
600	620		

(淡路市北淡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 淡路市北淡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第231号)の一部を次のように改正する。

別表中

300円	240円	を	310円	250円	に改める。
------	------	---	------	------	-------

(淡路市立稲家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 淡路市立稲家記念館の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第236号)の一部を次のように改正する。

別表中

円		円	
300		310	
300	を	310	に改める。
300		310	
300		310	

(淡路市立陶芸館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 淡路市立陶芸館の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第243号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

1,200円		1,250円	
520円	を	540円	に改める。

別表第2中

円	円	円
6,300	15,750	21,000
1,050	2,100	2,520

を

円	円	円
6,600	16,500	22,000
1,100	2,200	2,640

に改める。

(淡路市立中浜稔猫美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 淡路市立中浜稔猫美術館の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第245号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

円	円	を	円	円	に改める。
600	540		620	560	
300	270		310	280	
200	180		210	180	

別表第2中

円	円	を	円	円	に改める。
1,030	920		1,070	960	
500	450		520	470	
300	270		310	280	

別表第3中

円	円	円
2,100	3,150	4,200
3,150	5,250	6,720
2,100	3,150	4,200
1,050	2,100	2,520

を

円	円	円
2,200	3,300	4,400
3,300	5,500	7,040
2,200	3,300	4,400
1,100	2,200	2,640

に改める。

（淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）



第8条 淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第246号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

1時間につき 840円	1基1時間につき 800円
1時間につき 1,680円	

」

を

「

1時間につき 880円	1基1時間につき 830円
1時間につき 1,760円	

」

に改め、同表第2号の表中

「

1時間につき 1,000円
1時間につき 2,000円

」

を

「

1時間につき 1,040円
1時間につき 2,090円

」

に改め、同表第3号の表中

「

1時間につき 420円
1時間につき 840円

」

を

「

1時間につき 440円
1時間につき 880円

」

に改め、同表第4号の表中

「

1時間につき 420円
-------------

1時間につき	840円
1時間につき	1コート 840円
1時間につき	1コート 1,680円

を  
「

1時間につき	440円
1時間につき	880円
1時間につき	1コート 880円
1時間につき	1コート 1,760円

に改める。

(淡路市立温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 淡路市立温水プールの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第247号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

300円
600円
3,000円
6,000円
3,000円
6,000円
270円
540円
1,100円
2,200円
4,400円
5,500円

「

310円
620円
3,140円
6,280円
3,140円
6,280円
280円
560円
1,150円
2,300円
4,600円
5,760円

を

に改め、

同表備考8中「300円」を「310円」に改める。

(淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第250号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

円		円
440		460
880		920
880	を	920
1,760		1,840
440		460
880		920

に改め、

同表第2項の表中

円		円
440		460
880		920
880		920
1,760	を	1,840
440		460
880		920
210		220
420		440

に改め、

同表第3項の表中

300		310
300	を	310
600		620

に改め、

同表第4項の表中

「

円	円
880	200
1,760	200
1,760	400
3,520	400
300	
600	
400	
800	
500	
1,000	

「

円	円
920	210
1,840	210
1,840	410
3,680	410
310	
620	
410	
830	
520	
1,040	

を

に改め、

」

」

同表第5項の表中

「

円	円
150	
300	
300	150
600	300
150	
300	
300	150
600	300
300	150
600	300
300	150
600	300
150	
300	
150	
300	
150	
300	
150	

「

円	円
150	
310	
310	150
620	310
150	
310	
310	150
620	310
310	150
620	310
310	150
620	310
150	
310	
150	
310	
150	
310	
150	

を

に改める。

300	
150	
300	
150	
300	
150	
300	

310	
150	
310	
150	
310	
150	
310	

(淡路市立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 淡路市立武道館の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第251号)の一部を次のように改正する。

別表中

円		円
500	を	520
1,000		1,040

に改める。

(淡路市立テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 淡路市立テニスコートの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第252号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条、第17条関係)

区分	単位	使用料
市民	1時間につき 1コート	880円
市民外	"	1,760円

備考

- 1 使用料算定の基礎となる利用の時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 「市民外」とは、市内に住所を有しない者、市内の学校に在学していない者又は市内の事業所に勤務しない者をいい、これらの者が半数以上を占める利用の場合の使用料は、市民外の使用料の欄に定める額とする。

(淡路市立北淡天体観測施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 淡路市立北淡天体観測施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第254号)の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に改める。

(淡路市教育キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 淡路市教育キャンプ場の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第255号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分		宿泊(1泊)	使用施設
使用料	テント1張り	550円	キャンプ場・ファイヤー広場・炊事施設・便所等全てを含む。
	用具一式(1人)	330円	
テント持込料 1人	330円		

(淡路市東浦B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 淡路市東浦B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第256号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

「	「		を	「	に改め、
		300円		310円	
		300円		310円	
		600円		620円	
	」			」	

同表第2項の表中「300円」を「310円」に改め、同表第3項の表中

「	「		を	「	に改める。
		300円		310円	
		600円		620円	
		200円		210円	
		400円		410円	
	」			」	

(淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条

例第 2 9 0 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中

「

13,910	21,400	23,540	35,310	44,940	58,850
16,040	25,680	27,820	41,720	53,500	69,540
3,200	4,270	5,340	7,470	9,610	12,810
4,270	5,340	6,420	9,610	11,760	16,030
9時から17時まで 1時間につき 530			17時から22時まで 1時間につき 630		

」

を

「

14,570	22,410	24,660	36,980	47,070	61,640
16,800	26,900	29,140	43,700	56,040	72,840
3,350	4,470	5,590	7,820	10,060	13,410
4,470	5,590	6,720	10,060	12,310	16,780
9時から17時まで 1時間につき 550			17時から22時まで 1時間につき 660		

」

に改め、同表第 2 項の表中

「

6,610	7,710	8,820	14,320	16,530	23,140
14,330	18,740	20,940	33,070	39,680	54,010
11,020	15,430	17,640	26,450	33,070	44,090
9,920	13,230	15,430	23,150	28,660	38,580
8,820	11,020	13,230	19,840	24,250	33,070
20,940	28,660	31,970	49,600	60,630	81,570
17,640	23,150	26,460	40,790	49,610	67,250
1日につき 3,300					
1時間につき 440					

」

を

「

6,920	8,070	9,240	14,990	17,310	24,230
15,010	19,630	21,930	34,640	41,560	56,570
11,540	16,160	18,480	27,700	34,640	46,180
10,390	13,860	16,160	24,250	30,020	40,410
9,240	11,540	13,860	20,780	25,400	34,640
21,930	30,020	33,490	51,950	63,510	85,440
18,480	24,250	27,720	42,730	51,970	70,450
1日につき 3,450					
1時間につき 460					

に改める。

(淡路市立学校施設使用料条例の一部改正)

第17条 淡路市立学校施設使用料条例(平成20年淡路市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中「200」を「210」に改め、同表第2号の表中「300」を「310」に改め、同表第3号の表中

「

円	円	円
3,200	1,600	
2,880		480
1,440		360

」

を

「

円	円	円
3,350	1,670	
3,020		500
1,500		370

」

に改め、同表第4号の表中「200」を「210」に改める。

(淡路市集会所等の設置及び管理に関する条例の一部改正)



第18条 淡路市集会所等の設置及び管理に関する条例(平成21年淡路市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

円		円
200		210
500		520
300		310
300		310
200		210
400		410
200		210
500		520
300		310
200		210
400		410
300		310
200		210
300	を	310
200		210
200		210
200		210
300		310
200		210
200		210
300		310
600		620
200		210
200		210
300		310
300		310
200		210
200		210
200		210

に改める。

(淡路市佐野運動公園第1野球場夜間照明設備の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 淡路市佐野運動公園第1野球場夜間照明設備の設置及び管理に関する条例(平成29年淡路市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「及び第17条」を「、第17条」に、

「		「	
15,000円		15,270円	
10,500円		10,690円	
6,000円		6,110円	
25,000円		25,460円	
17,500円	を	17,820円	に改め、
10,000円		10,180円	
5,000円		5,090円	
3,500円		3,560円	
2,000円		2,030円	
」		」	

同表備考3の表中

「		「	
4,000円		4,070円	
2,500円	を	2,540円	に改める。
1,500円		1,520円	
」		」	

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料、維持費、入館料、体験料、観覧料又は利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料、維持費、入館料、体験料、観覧料又は利用料金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第9条の規定による改正前の淡路市立温水プールの設置及び管理に関する条例別表の規定に基づいて交付されている回数券及び定期券並びに支払った水泳教室の使用料は、それぞれ同条の規定による改正後の淡

路市立温水プールの設置及び管理に関する条例別表の規定に基づいて交付された回数券及び定期券並びに支払った水泳教室の使用料とみなす。

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第1条による改正（淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例の一部改正す  
 る条例）

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
土地 使用 料	使用区分	金額	
	(略)	(略)	
建物 使用 料	自動販売機	専用部分の面積が0.4㎡未満のもの	1個につき <u>4,020円</u> 1年
	その他	専用部分の面積が0.4㎡以上0.7㎡未満のもの	1個につき <u>7,020円</u> 1年
	これに使用するもの	専用部分の面積が0.7㎡以上1㎡未満のもの	1個につき <u>10,320円</u> 1年
	その他	専用部分の面積が1㎡以上2㎡未満のもの	1個につき <u>13,380円</u> 1年
	公衆電話機		1個につき <u>3,720円</u> 1年
	その他のもの		1年につき、次に定
土地 使用 料	使用区分	金額	
	(略)	(略)	
建物 使用 料	自動販売機	専用部分の面積が0.4㎡未満のもの	1個につき <u>4,210円</u> 1年
	その他	専用部分の面積が0.4㎡以上0.7㎡未満のもの	1個につき <u>7,350円</u> 1年
	これに使用するもの	専用部分の面積が0.7㎡以上1㎡未満のもの	1個につき <u>10,810円</u> 1年
	その他	専用部分の面積が1㎡以上2㎡未満のもの	1個につき <u>14,010円</u> 1年
	公衆電話機		1個につき <u>3,890円</u> 1年
	その他のもの		1年につき、次に定

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
対照表

第1条による改正（淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例の一部改正する  
条例）

現 行		改 正 案	
	（太陽光発電設備を設置する目的で建物の一部を使用するときを除く。）	（太陽光発電設備を設置する目的で建物の一部を使用するときを除く。）	（太陽光発電設備を設置する目的で建物の一部を使用するときを除く。）
	める額の合計額 (1) 専用部分の財産台帳価格に100分の6.3を乗じて得た額とその部分の土地の使用料（借地の場合は、市が負担する借地料）に相当する額との合計額 (2) 廊下、階段、便所等が共用の場合には、専用部分の財産台帳価格に100分の6.3を乗じて得た額の100分の15に相当する額	める額の合計額 (1) 専用部分の財産台帳価格に100分の6.3を乗じて得た額とその部分の土地の使用料（借地の場合は、市が負担する借地料）に相当する額との合計額 (2) 廊下、階段、便所等が共用の場合には、専用部分の財産台帳価格に100分の6.3を乗じて得た額の100分の15に相当する額	める額の合計額 (1) 専用部分の財産台帳価格に100分の6.3を乗じて得た額とその部分の土地の使用料（借地の場合は、市が負担する借地料）に相当する額との合計額 (2) 廊下、階段、便所等が共用の場合には、専用部分の財産台帳価格に100分の6.3を乗じて得た額の100分の15に相当する額
	太陽光発電設備を設置する目的で建物の一部を使用するとき。	1年につき、次の式により計算して得た額 調達価格×太陽電池容量の合計（キロワット）×1,000時間×公募提示係数	太陽光発電設備を設置する目的で建物の一部を使用するとき。
一時使用	1㎡につき 30円 1日	一時使用	1㎡につき 30円 1日
注1～6（略）		注1～6（略）	

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第2条による改正（淡路市墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案												
別表第2（第8条関係） 津名公苑墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 長谷公苑墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 岩屋茶間墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 松帆墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 富島墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 室津墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 仮屋墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 津名公苑法界塔 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">単 位</th> <th style="width: 70%;">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 墓碑( 附属石 3 個以内 )</td> <td style="text-align: center;"><u>20,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	単 位	使 用 料	1 墓碑( 附属石 3 個以内 )	<u>20,000円</u>	別表第2（第8条関係） 津名公苑墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 長谷公苑墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 岩屋茶間墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 松帆墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 富島墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 室津墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 仮屋墓地 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0; text-align: center;">(略)</div> 津名公苑法界塔 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">単 位</th> <th style="width: 70%;">使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 墓碑( 附属石 3 個以内 )</td> <td style="text-align: center;"><u>20,950円</u></td> </tr> </tbody> </table>	単 位	使 用 料	1 墓碑( 附属石 3 個以内 )	<u>20,950円</u>				
単 位	使 用 料												
1 墓碑( 附属石 3 個以内 )	<u>20,000円</u>												
単 位	使 用 料												
1 墓碑( 附属石 3 個以内 )	<u>20,950円</u>												
別表第3（第9条関係） 津名公苑墓地 維持費 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区 域</th> <th style="width: 33%;">単 位</th> <th style="width: 34%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 域	単 位	金 額				別表第3（第9条関係） 津名公苑墓地 維持費 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区 域</th> <th style="width: 33%;">単 位</th> <th style="width: 34%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 域	単 位	金 額			
区 域	単 位	金 額											
区 域	単 位	金 額											

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第2条による改正（淡路市墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行			改 正 案										
1～1	1区画1年に つき	<u>500円</u>	1～1	1区画1年に つき	<u>520円</u>								
1～2	〃	<u>500円</u>	1～2	〃	<u>520円</u>								
1～3	〃	<u>500円</u>	1～3	〃	<u>520円</u>								
1～4	〃	<u>1,000円</u>	1～4	〃	<u>1,040円</u>								
1～5	〃	<u>500円</u>	1～5	〃	<u>520円</u>								
2～1	〃	<u>500円</u>	2～1	〃	<u>520円</u>								
2～2	〃	<u>500円</u>	2～2	〃	<u>520円</u>								
2～3	〃	<u>500円</u>	2～3	〃	<u>520円</u>								
3～1	〃	<u>500円</u>	3～1	〃	<u>520円</u>								
仮屋墓地 維持費			仮屋墓地 維持費										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1区画1年に つき</td> <td><u>1,050円</u></td> </tr> </tbody> </table>		単位	金額	1区画1年に つき	<u>1,050円</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1区画1年に つき</td> <td><u>1,100円</u></td> </tr> </tbody> </table>		単位	金額	1区画1年に つき	<u>1,100円</u>	
単位	金額												
1区画1年に つき	<u>1,050円</u>												
単位	金額												
1区画1年に つき	<u>1,100円</u>												

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第3条による改正（淡路市公民館条例の一部改正）

現 行				改 正 案			
別表第3（第12条関係） 施設使用料 （1）淡路市立中央公民館				別表第3（第12条関係） 施設使用料 （1）淡路市立中央公民館			
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料	区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料
		円	円			円	円
3階 大会議室	1時間	<u>1,200</u>	200	3階 大会議室	1時間	<u>1,250</u>	200
小会議室	〃	<u>400</u>	100	小会議室	〃	<u>410</u>	100
2階 小会議室	〃	<u>300</u>	100	2階 小会議室	〃	<u>310</u>	100
調理実習 室	〃	<u>600</u>	100	調理実習 室	〃	<u>620</u>	100
技術室	〃	<u>400</u>	100	技術室	〃	<u>410</u>	100
ロビー （各階単 位）	〃	<u>300</u>	100	ロビー （各階単 位）	〃	<u>310</u>	100
1階 ピロティ	〃	<u>300</u>		1階 ピロティ	〃	<u>310</u>	
備考 1・2（略）				備考 1・2（略）			
（2）淡路市立塩田公民館				（2）淡路市立塩田公民館			
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料	区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料
		円	円			円	円
1階 和室	1時間	<u>200</u>	100	1階 和室	1時間	<u>210</u>	100
調理室	〃	<u>600</u>	100	調理室	〃	<u>620</u>	100
会議室	〃	<u>200</u>	100	会議室	〃	<u>210</u>	100
2階 和室	〃	<u>400</u>	200	2階 和室	〃	<u>410</u>	200
講義室	〃	<u>200</u>	100	講義室	〃	<u>210</u>	100
（3）淡路市立志筑公民館				（3）淡路市立志筑公民館			



淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第3条による改正（淡路市公民館条例の一部改正）

現 行				改 正 案																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房 設備使 用料</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階 和室</td> <td>1時間</td> <td><u>400</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>"</td> <td><u>200</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>"</td> <td><u>200</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>ふれあい サロン</td> <td>"</td> <td><u>200</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2階 会議室 1</td> <td>"</td> <td><u>200</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>会議室 2</td> <td>"</td> <td><u>200</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>パソコン 教室</td> <td>"</td> <td><u>200</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>多目的室 1</td> <td>"</td> <td><u>400</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>多目的室 2</td> <td>"</td> <td><u>200</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）                      （4）淡路市立中田公民館</p>				区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料			円	円	1階 和室	1時間	<u>400</u>	100	多目的室	"	<u>200</u>	100	事務室	"	<u>200</u>	100	ふれあい サロン	"	<u>200</u>	100	2階 会議室 1	"	<u>200</u>	100	会議室 2	"	<u>200</u>	100	パソコン 教室	"	<u>200</u>	100	多目的室 1	"	<u>400</u>	100	多目的室 2	"	<u>200</u>	100	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房 設備使 用料</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階 和室</td> <td>1時間</td> <td><u>410</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>"</td> <td><u>210</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>"</td> <td><u>210</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>ふれあい サロン</td> <td>"</td> <td><u>210</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>2階 会議室 1</td> <td>"</td> <td><u>210</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>会議室 2</td> <td>"</td> <td><u>210</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>パソコン 教室</td> <td>"</td> <td><u>210</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>多目的室 1</td> <td>"</td> <td><u>410</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>多目的室 2</td> <td>"</td> <td><u>210</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）                      （4）淡路市立中田公民館</p>				区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料			円	円	1階 和室	1時間	<u>410</u>	100	多目的室	"	<u>210</u>	100	事務室	"	<u>210</u>	100	ふれあい サロン	"	<u>210</u>	100	2階 会議室 1	"	<u>210</u>	100	会議室 2	"	<u>210</u>	100	パソコン 教室	"	<u>210</u>	100	多目的室 1	"	<u>410</u>	100	多目的室 2	"	<u>210</u>	100
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料																																																																																												
		円	円																																																																																												
1階 和室	1時間	<u>400</u>	100																																																																																												
多目的室	"	<u>200</u>	100																																																																																												
事務室	"	<u>200</u>	100																																																																																												
ふれあい サロン	"	<u>200</u>	100																																																																																												
2階 会議室 1	"	<u>200</u>	100																																																																																												
会議室 2	"	<u>200</u>	100																																																																																												
パソコン 教室	"	<u>200</u>	100																																																																																												
多目的室 1	"	<u>400</u>	100																																																																																												
多目的室 2	"	<u>200</u>	100																																																																																												
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料																																																																																												
		円	円																																																																																												
1階 和室	1時間	<u>410</u>	100																																																																																												
多目的室	"	<u>210</u>	100																																																																																												
事務室	"	<u>210</u>	100																																																																																												
ふれあい サロン	"	<u>210</u>	100																																																																																												
2階 会議室 1	"	<u>210</u>	100																																																																																												
会議室 2	"	<u>210</u>	100																																																																																												
パソコン 教室	"	<u>210</u>	100																																																																																												
多目的室 1	"	<u>410</u>	100																																																																																												
多目的室 2	"	<u>210</u>	100																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房 設備使 用料</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理室</td> <td>1時間</td> <td><u>600</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>"</td> <td><u>200</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>"</td> <td><u>400</u></td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>（5）淡路市立生穂公民館</p>				区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料			円	円	調理室	1時間	<u>600</u>	100	会議室	"	<u>200</u>	100	和室	"	<u>400</u>	200	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房 設備使 用料</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理室</td> <td>1時間</td> <td><u>620</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>"</td> <td><u>210</u></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>"</td> <td><u>410</u></td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>（5）淡路市立生穂公民館</p>				区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料			円	円	調理室	1時間	<u>620</u>	100	会議室	"	<u>210</u>	100	和室	"	<u>410</u>	200																																																
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料																																																																																												
		円	円																																																																																												
調理室	1時間	<u>600</u>	100																																																																																												
会議室	"	<u>200</u>	100																																																																																												
和室	"	<u>400</u>	200																																																																																												
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料																																																																																												
		円	円																																																																																												
調理室	1時間	<u>620</u>	100																																																																																												
会議室	"	<u>210</u>	100																																																																																												
和室	"	<u>410</u>	200																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房 設備使 用料</th> </tr> </thead> <tbody> </tbody> </table>				区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房 設備使 用料</th> </tr> </thead> <tbody> </tbody> </table>				区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料																																																																																
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料																																																																																												
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料																																																																																												

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第3条による改正（淡路市公民館条例の一部改正）

現 行				改 正 案					
1階	和室	1時間	円 <u>200</u>	円 100	1階	和室	1時間	円 <u>210</u>	円 100
	多目的室	"	<u>200</u>	100		多目的室	"	<u>210</u>	100
	ロビー	"	<u>300</u>			ロビー	"	<u>310</u>	
2階	和室	"	<u>400</u>	200	2階	和室	"	<u>410</u>	200
	調理室	"	<u>600</u>	100		調理室	"	<u>620</u>	100
(6) 淡路市立佐野公民館					(6) 淡路市立佐野公民館				
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料		区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料	
			円	円				円	円
1階	調理室	1時間	<u>600</u>		1階	調理室	1時間	<u>620</u>	
	会議室	"	<u>200</u>	100		会議室	"	<u>210</u>	100
	研修室	"	<u>200</u>	100		研修室	"	<u>210</u>	100
	和室	"	<u>400</u>	100		和室	"	<u>410</u>	100
2階	大会議室 (和)	"	<u>400</u>	200	2階	大会議室 (和)	"	<u>410</u>	200
	和室	"	<u>200</u>			和室	"	<u>210</u>	
備考 (略)					備考 (略)				
(7) 淡路市立大町公民館					(7) 淡路市立大町公民館				
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料		区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料	
			円	円				円	円
1階	調理室	1時間	<u>600</u>	100	1階	調理室	1時間	<u>620</u>	100
	和室	"	<u>200</u>	100		和室	"	<u>210</u>	100
	洋室	"	<u>200</u>	100		洋室	"	<u>210</u>	100
	ロビー	"	<u>300</u>			ロビー	"	<u>310</u>	
2階	和室	"	<u>400</u>	200	2階	和室	"	<u>410</u>	200
(8) 淡路市立長沢公民館					(8) 淡路市立長沢公民館				

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第3条による改正（淡路市公民館条例の一部改正）

現 行				改 正 案			
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料	区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料
		円	円			円	円
1階 和室	1時間	<u>200</u>	100	1階 和室	1時間	<u>210</u>	100
調理室	"	<u>600</u>	100	調理室	"	<u>620</u>	100
研修室		<u>200</u>	100	研修室		<u>210</u>	100
2階 和室	"	<u>400</u>	100	2階 和室	"	<u>410</u>	100
(9) 淡路市立東浦公民館				(9) 淡路市立東浦公民館			
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料	区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料
		円	円			円	円
2階 サークル活動 室1	1時 間	<u>400</u>	100	2階 サークル活動 室1	1時 間	<u>410</u>	100
サークル活動 室2大	"	<u>400</u>	100	サークル活動 室2大	"	<u>410</u>	100
サークル活動 室2小	"	<u>300</u>	100	サークル活動 室2小	"	<u>310</u>	100
サークル活動 室3	"	<u>400</u>	100	サークル活動 室3	"	<u>410</u>	100
会議室2	"	<u>300</u>	100	会議室2	"	<u>310</u>	100
会議室3	"	<u>300</u>	100	会議室3	"	<u>310</u>	100
会議室4	"	<u>300</u>	100	会議室4	"	<u>310</u>	100
多目的室	"	<u>500</u>	100	多目的室	"	<u>520</u>	100
西庁舎2階 大研修 室	"	<u>400</u>	100	西庁舎2階 大研修 室	"	<u>410</u>	100
小研修 室	"	<u>300</u>	100	小研修 室	"	<u>310</u>	100
資料室	"	<u>300</u>	100	資料室	"	<u>310</u>	100
備考（略）				備考（略）			
(10) 淡路市立北淡公民館				(10) 淡路市立北淡公民館			

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第3条による改正（淡路市公民館条例の一部改正）

現 行				改 正 案					
			冷暖房 設備使 用料				冷暖房 設備使 用料		
区分	単位	使用料	円	円	区分	単位	使用料	円	円
1階 会議室 1	1時間	<u>300</u>	円	100	1階 会議室 1	1時間	<u>310</u>	円	100
会議室 2	"	<u>300</u>		100	会議室 2	"	<u>310</u>		100
市民ギャ ラリー	"	<u>300</u>		200	市民ギャ ラリー	"	<u>310</u>		200
2階 会議室 3	"	<u>400</u>		100	2階 会議室 3	"	<u>410</u>		100
会議室 4	"	<u>400</u>		100	会議室 4	"	<u>410</u>		100
会議室 5	"	<u>400</u>		100	会議室 5	"	<u>410</u>		100
会議室 6	"	<u>300</u>		100	会議室 6	"	<u>310</u>		100
和室	"	<u>400</u>		100	和室	"	<u>410</u>		100
調理実習 室	"	<u>600</u>		100	調理実習 室	"	<u>620</u>		100
ロビー	"	<u>300</u>		100	ロビー	"	<u>310</u>		100
備考（略）				備考（略）					
(11) 淡路市立仁井公民館				(11) 淡路市立仁井公民館					
			冷暖房 設備使 用料				冷暖房 設備使 用料		
区分	単位	使用料	円	円	区分	単位	使用料	円	円
1階 相談室	1時間	<u>200</u>	円	100	1階 相談室	1時間	<u>210</u>	円	100
調理室	"	<u>600</u>		100	調理室	"	<u>620</u>		100
2階 講義室	"	<u>200</u>		100	2階 講義室	"	<u>210</u>		100
集会室	"	<u>400</u>		200	集会室	"	<u>410</u>		200
(12) 淡路市立育波公民館				(12) 淡路市立育波公民館					
			冷暖房 設備使 用料				冷暖房 設備使 用料		
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料		区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料	

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第3条による改正（淡路市公民館条例の一部改正）

現 行				改 正 案					
1階	和室	1時間	円 <u>200</u>	円 100	1階	和室	1時間	円 <u>210</u>	円 100
	会議室	"	<u>200</u>	100		会議室	"	<u>210</u>	100
	調理室	"	<u>600</u>			調理室	"	<u>620</u>	
	交流サロ ン室	"	<u>200</u>	100		交流サロ ン室	"	<u>210</u>	100
2階	大集会場	"	<u>1,500</u>	200	2階	大集会場	"	<u>1,570</u>	200
(13) 淡路市立一宮公民館					(13) 淡路市立一宮公民館				
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料		区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料	
		円	円				円	円	
3階	多目的ホ ール大	1時間	<u>400</u>	200	3階	多目的ホ ール大	1時間	<u>410</u>	200
	多目的ホ ール小	"	<u>300</u>	100		多目的ホ ール小	"	<u>310</u>	100
	学習室	"	<u>300</u>	100		学習室	"	<u>310</u>	100
	郷土資料 室	"	<u>300</u>	100		郷土資料 室	"	<u>310</u>	100
2階	会議室	"	<u>300</u>	100	2階	会議室	"	<u>310</u>	100
	和室	"	<u>300</u>	100		和室	"	<u>310</u>	100
	調理室	"	<u>600</u>	100		調理室	"	<u>620</u>	100
備考（略）					備考（略）				
(14) 淡路市立尾崎公民館					(14) 淡路市立尾崎公民館				
区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料		区分	単位	使用料	冷暖房 設備使 用料	
		円	円				円	円	
2階	研修室	1時間	<u>200</u>	100	2階	研修室	1時間	<u>210</u>	100
	会議室	"	<u>200</u>	100		会議室	"	<u>210</u>	100
	視聴覚室	"	<u>200</u>			視聴覚室	"	<u>210</u>	

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第3条による改正（淡路市公民館条例の一部改正）

現 行				改 正 案					
1階	和室	〃	<u>200</u>	100	1階	和室	〃	<u>210</u>	100
	調理室	〃	<u>600</u>			調理室	〃	<u>620</u>	
備考（略）					備考（略）				

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第4条による改正（淡路市北淡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一  
 部改正）

現 行		改 正 案									
別表（第7条、第14条関係）				別表（第7条、第14条関係）							
		入館料（1人1回につき）						入館料（1人1回につき）			
区分	(ア)個人	(ア)の団体	(イ)身体障害者等及びその介護者	(イ)の団体	区分	(ア)個人	(ア)の団体	(イ)身体障害者等及びその介護者	(イ)の団体		
大人	300円	240円	150円	120円	大人	310円	250円	150円	120円		
小人	150円	120円	80円	60円	小人	150円	120円	80円	60円		
備考 1～3（略）					備考 1～3（略）						

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第5条による改正(淡路市立稲家記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

現 行				改 正 案			
別表(第8条関係)				別表(第8条関係)			
区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料	区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料
		円	円			円	円
第1和室	1時間	<u>300</u>	100	第1和室	1時間	<u>310</u>	100
第2和室	"	<u>300</u>	100	第2和室	"	<u>310</u>	100
第3和室	"	<u>300</u>	100	第3和室	"	<u>310</u>	100
第4和室	"	<u>300</u>	100	第4和室	"	<u>310</u>	100
備考 1～3 (略)				備考 1～3 (略)			



淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第6条による改正（淡路市立陶芸館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行			改 正 案				
別表第1（第6条、第16条関係）			別表第1（第6条、第16条関係）				
種別	体験料	所要時間	種別	体験料	所要時間		
粘土細工（粘土500g）	<u>1,200円</u>	60分	粘土細工（粘土500g）	<u>1,250円</u>	60分		
電動ロク口使用料	<u>520円</u>		電動ロク口使用料	<u>540円</u>			
別表第2（第7条、第16条関係）			別表第2（第7条、第16条関係）				
区分	使用料			区分	使用料		
	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後6時まで	午前10時から 午後6時まで		午前10時から 正午まで	午後1時から 午後6時まで	午前10時から 午後6時まで
展示室	円 <u>6,300</u>	円 <u>15,750</u>	円 <u>21,000</u>	展示室	円 <u>6,600</u>	円 <u>16,500</u>	円 <u>22,000</u>
和室	<u>1,050</u>	<u>2,100</u>	<u>2,520</u>	和室	<u>1,100</u>	<u>2,200</u>	<u>2,640</u>
備考	(略)			備考	(略)		

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第7条による改正（淡路市立中浜稔猫美術館の設置及び管理に関する条例の一部  
 改正）

現 行				改 正 案			
別表第1（第6条、第16条関係）				別表第1（第6条、第16条関係）			
区分	観覧料 （1人1回につ き）		備考	区分	観覧料 （1人1回につ き）		備考
	個人	団体			個人	団体	
大人	円 <u>600</u>	円 <u>540</u>	1～3（略）	大人	円 <u>620</u>	円 <u>560</u>	1～3（略）
生徒	<u>300</u>	<u>270</u>		生徒	<u>310</u>	<u>280</u>	
児童	<u>200</u>	180		児童	<u>210</u>	180	
別表第2（第6条、第16条関係）				別表第2（第6条、第16条関係）			
区分	特別展示観覧料 （1人1回につ き）		備考	区分	特別展示観覧料 （1人1回につ き）		備考
	個人	団体			個人	団体	
大人	円 <u>1,030</u>	円 <u>920</u>	1～3（略）	大人	円 <u>1,070</u>	円 <u>960</u>	1～3（略）
生徒	<u>500</u>	<u>450</u>		生徒	<u>520</u>	<u>470</u>	
児童	<u>300</u>	<u>270</u>		児童	<u>310</u>	<u>280</u>	
別表第3（第7条、第16条関係）				別表第3（第7条、第16条関係）			
区分	使用料			区分	使用料		
	午前10 時から 正午まで	午後1時 から 午後6時 まで	午前10 時から 午後6時 まで		午前10 時から 正午まで	午後1時 から 午後6時 まで	午前10 時から 午後6時 まで
アトリエ	円 <u>2,100</u>	円 <u>3,150</u>	円 <u>4,200</u>	アトリエ	円 <u>2,200</u>	円 <u>3,300</u>	円 <u>4,400</u>
VTR室	<u>3,150</u>	<u>5,250</u>	<u>6,720</u>	VTR室	<u>3,300</u>	<u>5,500</u>	<u>7,040</u>
企画室	<u>2,100</u>	<u>3,150</u>	<u>4,200</u>	企画室	<u>2,200</u>	<u>3,300</u>	<u>4,400</u>
和室	<u>1,050</u>	<u>2,100</u>	<u>2,520</u>	和室	<u>1,100</u>	<u>2,200</u>	<u>2,640</u>

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第7条による改正（淡路市立中浜稔猫美術館の設置及び管理に関する条例の一部  
 改正）

現 行		改 正 案	
備考	(略)	備考	(略)

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第8条による改正（淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行		改 正 案					
別表（第11条関係） （1）津名臨海運動公園		別表（第11条関係） （1）津名臨海運動公園					
施設 区分	利用者 区分	使用料	夜間照 明設備 使用料	施設 区分	利用者 区分	使用料	夜間照 明設備 使用料
グ ラ ウ ン ド	市民	1時間につき 840円	1基1 時間に つき 800円	グ ラ ウ ン ド	市民	1時間につき 880円	1基1 時間に つき 830円
	市民外	1時間につき 1,680円			市民外	1時間につき 1,760円	
備考 1～4（略）				備考 1～4（略）			
（2）生穂新島運動公園		（2）生穂新島運動公園					
施設 区分	利用者 区分	使用料	夜間照 明設備 使用料	施設 区分	利用者 区分	使用料	夜間照 明設備 使用料
多 目 的 ド ー ム ・ フ ット サ ル 場	市民	1時間につき 1,000円	1時間 につき 100円	多 目 的 ド ー ム ・ フ ット サ ル 場	市民	1時間につき 1,040円	1時間 につき 100円
	市民外	1時間につき 2,000円			市民外	1時間につき 2,090円	
（3）北淡西スポーツセンター		（3）北淡西スポーツセンター					
施設区分	利用者 区分	使用料		施設区分	利用者 区分	使用料	
グラウンド	市民	1時間につき 420 円		グラウンド	市民	1時間につき 440 円	
	市民外	1時間につき 840 円			市民外	1時間につき 880 円	

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第8条による改正（淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行			改 正 案		
(4) 東浦グラウンド			(4) 東浦グラウンド		
施設区分	利用者 区分	使用料	施設区分	利用者 区分	使用料
グラウンド	市民	1時間につき <u>420</u> 円	グラウンド	市民	1時間につき <u>440</u> 円
	市民外	1時間につき <u>840</u> 円		市民外	1時間につき <u>880</u> 円
テニス場	市民	1時間につき 1 コート <u>840</u> 円	テニス場	市民	1時間につき 1 コート <u>880</u> 円
	市民外	1時間につき 1 コート <u>1,680</u> 円		市民外	1時間につき 1 コート <u>1,760</u> 円

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第9条による改正(淡路市立温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

現 行			改 正 案		
別表(第9条、第16条関係)			別表(第9条、第16条関係)		
利用 区分	利用単位	使用料	利用 区分	利用単位	使用料
個人	(1) 当日券 小人1人1回につき	<u>300円</u>	個人	(1) 当日券 小人1人1回につき	<u>310円</u>
	大人1人1回につき	<u>600円</u>		大人1人1回につき	<u>620円</u>
	(2) 回数券 小人1人11回につき	<u>3,000円</u>		(2) 回数券 小人1人11回につき	<u>3,140円</u>
	大人1人11回につき	<u>6,000円</u>		大人1人11回につき	<u>6,280円</u>
	(3) 定期券 小人1人1か月につき	<u>3,000円</u>		(3) 定期券 小人1人1か月につき	<u>3,140円</u>
	大人1人1か月につき	<u>6,000円</u>		大人1人1か月につき	<u>6,280円</u>
20人 以上 50人 未 満 の 団 体	小人1人1回につき	<u>270円</u>	20人 以上 50人 未 満 の 団 体	小人1人1回につき	<u>280円</u>
	大人1人1回につき	<u>540円</u>		大人1人1回につき	<u>560円</u>
水 泳 教室	(1) 入会金 入会時1人につき	<u>1,100円</u>	水 泳 教室	(1) 入会金 入会時1人につき	<u>1,150円</u>
	(2) 年会費 1人当たりの年額	<u>2,200円</u>		(2) 年会費 1人当たりの年額	<u>2,300円</u>
	(3) 週1回コース利用の場 合の1人当たりの月額	<u>4,400円</u>		(3) 週1回コース利用の場 合の1人当たりの月額	<u>4,600円</u>
	(4) 週2回コース利用の場 合の1人当たりの月額	<u>5,500円</u>		(4) 週2回コース利用の場 合の1人当たりの月額	<u>5,760円</u>
備考 1～7 (略) 8 65歳以上の者の1回当たりの使用料 は、 <u>300円</u> とする。 9～11 (略)			備考 1～7 (略) 8 65歳以上の者の1回当たりの使用料 は、 <u>310円</u> とする。 9～11 (略)		

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第10条による改正（淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改  
 正）

現 行					改 正 案						
別表（第9条、第16条関係） 1 津名体育センター					別表（第9条、第16条関係） 1 津名体育センター						
区分		単位	使用料	照明設 備使用 料	冷暖房 設備使 用料	区分		単位	使用料	照明設 備使用 料	冷暖房 設備使 用料
			円	円	円				円	円	円
片面	市民	1時間	<u>440</u>	150		片面	市民	1時間	<u>460</u>	150	
	市民 外	"	<u>880</u>	150			市民 外	"	<u>920</u>	150	
全面	市民	"	<u>880</u>	150		全面	市民	"	<u>920</u>	150	
	市民 外	"	<u>1,760</u>	150			市民 外	"	<u>1,840</u>	150	
トレー ニング 室	市民	"	<u>440</u>		100	トレー ニング 室	市民	"	<u>460</u>		100
	市民 外	"	<u>880</u>		100		市民 外	"	<u>920</u>		100
備考 1～5（略）					備考 1～5（略）						
2 岩屋体育センター					2 岩屋体育センター						
区分		単位	使用 料	照 明 設 備 使 用 料	区分		単位	使用 料	照 明 設 備 使 用 料		
			円	円				円	円		
片面	市民	1時間	<u>440</u>	150	片面	市民	1時間	<u>460</u>	150		
	市民外	"	<u>880</u>	150		市民外	"	<u>920</u>	150		
全面	市民	"	<u>880</u>	150	全面	市民	"	<u>920</u>	150		
	市民外	"	<u>1,760</u>	150		市民外	"	<u>1,840</u>	150		
トレーニ ング室	市民	"	<u>440</u>		トレーニ ング室	市民	"	<u>460</u>			
	市民外	"	<u>880</u>			市民外	"	<u>920</u>			
談話室	市民	"	<u>210</u>		談話室	市民	"	<u>220</u>			
	市民外	"	<u>420</u>			市民外	"	<u>440</u>			

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第10条による改正（淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改  
 正）

現 行					改 正 案						
3 北淡西体育センター					3 北淡西体育センター						
区分		単位	使用料	照明設備使用料	区分		単位	使用料	照明設備使用料		
片面	市民	1時間	円 150	円 150	片面	市民	1時間	円 150	円 150		
	市民外	〃	<u>300</u>	150		市民外	〃	<u>310</u>	150		
全面	市民	〃	<u>300</u>	150	全面	市民	〃	<u>310</u>	150		
	市民外	〃	<u>600</u>	150		市民外	〃	<u>620</u>	150		
4 一宮体育センター					4 一宮体育センター						
区分		単位	使用料	照明設備使用料	冷暖房設備使用料	区分		単位	使用料	照明設備使用料	冷暖房設備使用料
片面	市民	1時間	円 <u>880</u>	円 <u>200</u>	円	片面	市民	1時間	円 <u>920</u>	円 <u>210</u>	円
	市民外	〃	<u>1,760</u>	<u>200</u>			市民外	〃	<u>1,840</u>	<u>210</u>	
全面	市民	〃	<u>1,760</u>	<u>400</u>		全面	市民	〃	<u>1,840</u>	<u>410</u>	
	市民外	〃	<u>3,520</u>	<u>400</u>			市民外	〃	<u>3,680</u>	<u>410</u>	
多目的室	市民	〃	<u>300</u>		100	多目的室	市民	〃	<u>310</u>		100
	市民外	〃	<u>600</u>		100		市民外	〃	<u>620</u>		100
研修室	市民	〃	<u>400</u>		100	研修室	市民	〃	<u>410</u>		100
	市民外	〃	<u>800</u>		100		市民外	〃	<u>830</u>		100
武道場	市民	〃	<u>500</u>			武道場	市民	〃	<u>520</u>		
	市民外	〃	<u>1,000</u>				市民外	〃	<u>1,040</u>		
5 体育センター					5 体育センター						



淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
対照表

第10条による改正（淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改  
正）

現 行					改 正 案				
区分	単位	使用料		照明設 備使用 料	区分	単位	使用料		照明設 備使用 料
		全面	半面				全面	半面	
		円	円	円			円	円	円
長澤体 育セン ター	市民 1時間	150		100	長澤体 育セン ター	市民 1時間	150		100
	市民 "	<u>300</u>		100		市民 "	<u>310</u>		100
	外					外			
佐野体 育セン ター	市民 "	<u>300</u>	150	150	佐野体 育セン ター	市民 "	<u>310</u>	150	150
	市民 "	<u>600</u>	<u>300</u>	150		市民 "	<u>620</u>	<u>310</u>	150
	外					外			
仁井体 育セン ター	市民 "	150		100	仁井体 育セン ター	市民 "	150		100
	市民 "	<u>300</u>		100		市民 "	<u>310</u>		100
	外					外			
野島体 育セン ター	市民 "	<u>300</u>	150	150	野島体 育セン ター	市民 "	<u>310</u>	150	150
	市民 "	<u>600</u>	<u>300</u>	150		市民 "	<u>620</u>	<u>310</u>	150
	外					外			
富島体 育セン ター	市民 "	<u>300</u>	150	150	富島体 育セン ター	市民 "	<u>310</u>	150	150
	市民 "	<u>600</u>	<u>300</u>	150		市民 "	<u>620</u>	<u>310</u>	150
	外					外			
育波体 育セン ター	市民 "	<u>300</u>	150	150	育波体 育セン ター	市民 "	<u>310</u>	150	150
	市民 "	<u>600</u>	<u>300</u>	150		市民 "	<u>620</u>	<u>310</u>	150
	外					外			
生田体 育セン ター	市民 "	150		100	生田体 育セン ター	市民 "	150		100
	市民 "	<u>300</u>		100		市民 "	<u>310</u>		100
	外					外			
室津体 育セン ター	市民 "	150		100	室津体 育セン ター	市民 "	150		100
	市民 "	<u>300</u>		100		市民 "	<u>310</u>		100
	外					外			
尾崎体 育セン ター	市民 "	150		100	尾崎体 育セン ター	市民 "	150		100
	市民 "	<u>300</u>		100		市民 "	<u>310</u>		100
	外					外			
江井体	市民 "	150		100	江井体	市民 "	150		100

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
対照表

第10条による改正（淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改  
正）

現 行					改 正 案				
育セン ター	市民 外	"	<u>300</u>	100	育セン ター	市民 外	"	<u>310</u>	100
山田体 育セン ター	市民 外	"	150	100	山田体 育セン ター	市民 外	"	150	100
柳沢体 育セン ター	市民 外	"	<u>300</u>	100	柳沢体 育セン ター	市民 外	"	<u>310</u>	100
東浦体 育セン ター	市民 外	"	150	100	東浦体 育セン ター	市民 外	"	150	100
		"	<u>300</u>	100			"	<u>310</u>	100

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第 1 1 条による改正（淡路市立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
別表（第 1 0 条、第 1 7 条関係）					別表（第 1 0 条、第 1 7 条関係）				
区分		単位	使用料	照明設 備使用 料	区分		単位	使用料	照明設 備使用 料
			円	円				円	円
柔道場	市民	1 時間	<u>500</u>	150	柔道場	市民	1 時間	<u>520</u>	150
剣道場	市民外	〃	<u>1,000</u>	150	剣道場	市民外	〃	<u>1,040</u>	150
備考 1 ~ 5 （略）					備考 1 ~ 5 （略）				

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第12条による改正(淡路市立テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部改正)

現 行	改 正 案																		
<p>別表(第10条、第17条関係)  <u>1 津名テニスコート</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市民</td> <td style="text-align: center;">1時間につき 1コート</td> <td style="text-align: center;"><u>840円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民外</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;"><u>1,680円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用料算定の基礎となる利用の時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。</li> <li>2 「市民外」とは、市内に住所を有しない者、市内の学校に在学していない者又は市内の事業所に勤務しない者をいい、これらの者が半数以上を占める利用の場合の使用料は、市民外の使用料の欄に定める額とする。</li> </ol>	区分	単位	使用料	市民	1時間につき 1コート	<u>840円</u>	市民外	"	<u>1,680円</u>	<p>別表(第10条、第17条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市民</td> <td style="text-align: center;">1時間につき 1コート</td> <td style="text-align: center;"><u>880円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市民外</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;"><u>1,760円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用料算定の基礎となる利用の時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。</li> <li>2 「市民外」とは、市内に住所を有しない者、市内の学校に在学していない者又は市内の事業所に勤務しない者をいい、これらの者が半数以上を占める利用の場合の使用料は、市民外の使用料の欄に定める額とする。</li> </ol>	区分	単位	使用料	市民	1時間につき 1コート	<u>880円</u>	市民外	"	<u>1,760円</u>
区分	単位	使用料																	
市民	1時間につき 1コート	<u>840円</u>																	
市民外	"	<u>1,680円</u>																	
区分	単位	使用料																	
市民	1時間につき 1コート	<u>880円</u>																	
市民外	"	<u>1,760円</u>																	

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第13条による改正（淡路市立北淡天体観測施設の設置及び管理に関する条例の  
 一部改正）

現 行		改 正 案	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
区分	利用料金(1人1回につき)	区分	利用料金(1人1回につき)
大人	200円	大人	210円
小人	100円	小人	100円
備考（略）		備考（略）	

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第14条による改正（淡路市教育キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部  
 改正）

現 行				改 正 案				
別表（第7条関係） <u>使用料</u>				別表（第7条関係）				
区分		宿泊（1泊）	使用施設	備考	区分		宿泊（1泊）	使用施設
使用料	テント1張り	520円	キャンプ場・ファイヤー広場・炊事施設・ <u>便所等すべてを含む。</u>		使用料	テント1張り	550円	キャンプ場・ファイヤー広場・炊事施設・ <u>便所等全てを含む。</u>
	用具一式（1人）	310円				用具一式（1人）	330円	
テント持込料1人		310円	〃		テント持込料1人		330円	

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第15条による改正（淡路市東浦B & G海洋センターの設置及び管理に関する条  
 例の一部改正）

現 行		改 正 案																																													
別表（第12条、第18条関係） 1 体育館使用料		別表（第12条、第18条関係） 1 体育館使用料																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>単位時間</th> <th>使用料</th> <th>照明設備 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">半面</td> <td>市民</td> <td>1時間</td> <td>150円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>市民外</td> <td>〃</td> <td><u>300円</u></td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全面</td> <td>市民</td> <td>〃</td> <td><u>300円</u></td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>市民外</td> <td>〃</td> <td><u>600円</u></td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>		利用区分	単位時間	使用料	照明設備 使用料	半面	市民	1時間	150円	150円	市民外	〃	<u>300円</u>	150円	全面	市民	〃	<u>300円</u>	150円	市民外	〃	<u>600円</u>	150円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>単位時間</th> <th>使用料</th> <th>照明設備 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">半面</td> <td>市民</td> <td>1時間</td> <td>150円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>市民外</td> <td>〃</td> <td><u>310円</u></td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全面</td> <td>市民</td> <td>〃</td> <td><u>310円</u></td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>市民外</td> <td>〃</td> <td><u>620円</u></td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>		利用区分	単位時間	使用料	照明設備 使用料	半面	市民	1時間	150円	150円	市民外	〃	<u>310円</u>	150円	全面	市民	〃	<u>310円</u>	150円	市民外	〃	<u>620円</u>	150円
利用区分	単位時間	使用料	照明設備 使用料																																												
半面	市民	1時間	150円	150円																																											
	市民外	〃	<u>300円</u>	150円																																											
全面	市民	〃	<u>300円</u>	150円																																											
	市民外	〃	<u>600円</u>	150円																																											
利用区分	単位時間	使用料	照明設備 使用料																																												
半面	市民	1時間	150円	150円																																											
	市民外	〃	<u>310円</u>	150円																																											
全面	市民	〃	<u>310円</u>	150円																																											
	市民外	〃	<u>620円</u>	150円																																											
備考 1～5（略）		備考 1～5（略）																																													
2 プール使用料		2 プール使用料																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小人</td> <td>1人1回につき 150円</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>1人1回につき <u>300円</u></td> </tr> </tbody> </table>		利用区分	使用料	小人	1人1回につき 150円	大人	1人1回につき <u>300円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小人</td> <td>1人1回につき 150円</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>1人1回につき <u>310円</u></td> </tr> </tbody> </table>		利用区分	使用料	小人	1人1回につき 150円	大人	1人1回につき <u>310円</u>																																
利用区分	使用料																																														
小人	1人1回につき 150円																																														
大人	1人1回につき <u>300円</u>																																														
利用区分	使用料																																														
小人	1人1回につき 150円																																														
大人	1人1回につき <u>310円</u>																																														
備考 1～3（略）		備考 1～3（略）																																													
3 附属設備使用料		3 附属設備使用料																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>単位時間</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房設 備使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ミーテ ィング ルーム</td> <td>市民</td> <td>1時間</td> <td><u>300円</u></td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>市民外</td> <td>〃</td> <td><u>600円</u></td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トレ ィング ルーム</td> <td>市民</td> <td>〃</td> <td><u>200円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民外</td> <td>〃</td> <td><u>400円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		利用区分	単位時間	使用料	冷暖房設 備使用料	ミーテ ィング ルーム	市民	1時間	<u>300円</u>	100円	市民外	〃	<u>600円</u>	100円	トレ ィング ルーム	市民	〃	<u>200円</u>		市民外	〃	<u>400円</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>単位時間</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房設 備使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ミーテ ィング ルーム</td> <td>市民</td> <td>1時間</td> <td><u>310円</u></td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>市民外</td> <td>〃</td> <td><u>620円</u></td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トレ ィング ルーム</td> <td>市民</td> <td>〃</td> <td><u>210円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民外</td> <td>〃</td> <td><u>410円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		利用区分	単位時間	使用料	冷暖房設 備使用料	ミーテ ィング ルーム	市民	1時間	<u>310円</u>	100円	市民外	〃	<u>620円</u>	100円	トレ ィング ルーム	市民	〃	<u>210円</u>		市民外	〃	<u>410円</u>	
利用区分	単位時間	使用料	冷暖房設 備使用料																																												
ミーテ ィング ルーム	市民	1時間	<u>300円</u>	100円																																											
	市民外	〃	<u>600円</u>	100円																																											
トレ ィング ルーム	市民	〃	<u>200円</u>																																												
	市民外	〃	<u>400円</u>																																												
利用区分	単位時間	使用料	冷暖房設 備使用料																																												
ミーテ ィング ルーム	市民	1時間	<u>310円</u>	100円																																											
	市民外	〃	<u>620円</u>	100円																																											
トレ ィング ルーム	市民	〃	<u>210円</u>																																												
	市民外	〃	<u>410円</u>																																												
備考（略）		備考（略）																																													

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第16条による改正（淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行								改 正 案							
別表（第13条関係） 1 しづかホールの使用料  (単位：円)								別表（第13条関係） 1 しづかホールの使用料  (単位：円)							
区分		使用料及び単位時間						区分		使用料及び単位時間					
		9時から 13時まで	13時から 18時まで	18時から 22時まで	9時から 18時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで			9時から 13時まで	13時から 18時まで	18時から 22時まで	9時から 18時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
ホー ル	平日	13,910	21,400	23,540	35,310	44,940	58,850	ホー ル	平日	14,570	22,410	24,660	36,980	47,070	61,640
	土曜 日、日 曜日、 休日	16,040	25,680	27,820	41,720	53,500	69,540		土曜 日、日 曜日、 休日	16,800	26,900	29,140	43,700	56,040	72,840
	リハ ーサ ル室 ホワ イエ	平日	3,200	4,270	5,340	7,470	9,610		12,810	リハ ーサ ル室 ホワ イエ	平日	3,350	4,470	5,590	7,820
	土曜 日、日 曜日、 休日	4,270	5,340	6,420	9,610	11,760	16,030		土曜 日、日 曜日、 休日	4,470	5,590	6,720	10,060	12,310	16,780
第1会議室		9時から17時まで			17時から22時まで			第1会議室		9時から17時まで			17時から22時まで		
第2会議室		1時間につき 530			1時間につき 630			第2会議室		1時間につき 550			1時間につき 660		



淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
第16条による改正（淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行							改 正 案										
備考（略） 2 サンシャインホールの使用料  (単位：円)							備考（略） 2 サンシャインホールの使用料  (単位：円)										
区分			使用料及び単位時間						区分			使用料及び単位時間					
			9時か ら 13時ま で	13時か ら 18時ま で	18時か ら 22時ま で	9時か ら 18時ま で	13時か ら 22時ま で	9時か ら 22時ま で				9時か ら 13時ま で	13時か ら 18時ま で	18時か ら 22時ま で	9時か ら 18時ま で	13時か ら 22時ま で	9時か ら 22時ま で
ホー ル	入場 料を 徴収 しな い場 合	営業行為以 外に利用す る場合	<u>6,610</u>	<u>7,710</u>	<u>8,820</u>	<u>14,320</u>	<u>16,530</u>	<u>23,140</u>									
		営業土曜 行為日・日曜 に利日及び 用す休日	<u>14,330</u>	<u>18,740</u>	<u>20,940</u>	<u>33,070</u>	<u>39,680</u>	<u>54,010</u>									
		営業平日 行為日・日曜 に利日及び 用す休日	<u>11,020</u>	<u>15,430</u>	<u>17,640</u>	<u>26,450</u>	<u>33,070</u>	<u>44,090</u>									
	営業土曜 行為日・日曜	<u>9,920</u>	<u>13,230</u>	<u>15,430</u>	<u>23,150</u>	<u>28,660</u>	<u>38,580</u>										
ホー ル	入場 料を 徴収 しな い場 合	営業行為以 外に利用す る場合	<u>6,920</u>	<u>8,070</u>	<u>9,240</u>	<u>14,990</u>	<u>17,310</u>	<u>24,230</u>									
		営業土曜 行為日・日曜 に利日及び 用す休日	<u>15,010</u>	<u>19,630</u>	<u>21,930</u>	<u>34,640</u>	<u>41,560</u>	<u>56,570</u>									
		営業平日 行為日・日曜 に利日及び 用す休日	<u>11,540</u>	<u>16,160</u>	<u>18,480</u>	<u>27,700</u>	<u>34,640</u>	<u>46,180</u>									
	営業土曜 行為日・日曜	<u>10,390</u>	<u>13,860</u>	<u>16,160</u>	<u>24,250</u>	<u>30,020</u>	<u>40,410</u>										

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧対照表  
 第16条による改正（淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

現 行									改 正 案								
入場料を徴収する場合	以外に利用する場 合	日及び休日							以外に利用する場 合	日及び休日							
		平日	<u>8,820</u>	<u>11,020</u>	<u>13,230</u>	<u>19,840</u>	<u>24,250</u>	<u>33,070</u>			平日	<u>9,240</u>	<u>11,540</u>	<u>13,860</u>	<u>20,780</u>	<u>25,400</u>	<u>34,640</u>
	営業行為に利用する場合	土曜日・日曜日及び休日	<u>20,940</u>	<u>28,660</u>	<u>31,970</u>	<u>49,600</u>	<u>60,630</u>	<u>81,570</u>	営業行為に利用する場合	土曜日・日曜日及び休日	<u>21,930</u>	<u>30,020</u>	<u>33,490</u>	<u>51,950</u>	<u>63,510</u>	<u>85,440</u>	
		平日	<u>17,640</u>	<u>23,150</u>	<u>26,460</u>	<u>40,790</u>	<u>49,610</u>	<u>67,250</u>		平日	<u>18,480</u>	<u>24,250</u>	<u>27,720</u>	<u>42,730</u>	<u>51,970</u>	<u>70,450</u>	
2階	市民ギャラリー	1日につき <u>3,300</u>							2階	市民ギャラリー	1日につき <u>3,450</u>						
	研修室 和室	1時間につき <u>440</u>								研修室 和室	1時間につき <u>460</u>						
1階	練習室								1階	練習室							
備考（略）									備考（略）								

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第17条による改正（淡路市立学校施設使用料条例の一部改正）

現 行		改 正 案																															
別表（第3条関係） （1）運動場の使用料		別表（第3条関係） （1）運動場の使用料																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td style="text-align: right;">円 <u>200</u></td> </tr> </tbody> </table>		単位	使用料	1時間	円 <u>200</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td style="text-align: right;">円 <u>210</u></td> </tr> </tbody> </table>		単位	使用料	1時間	円 <u>210</u>																						
単位	使用料																																
1時間	円 <u>200</u>																																
単位	使用料																																
1時間	円 <u>210</u>																																
備考 1・2（略）		備考 1・2（略）																															
（2）体育館の使用料		（2）体育館の使用料																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>全面</th> <th>半面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大町小学校 多賀小学校</td> <td rowspan="12">1時間</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">150</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">塩田小学校 志筑小学校 中田小学校 津名東小学校 石屋小学校 北淡小学校 一宮小学校 学習小学校 浦小学校 津名中学校 岩屋中学校 北淡中学校 東浦中学校</td> <td style="text-align: center;"><u>300</u></td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料		全面	半面	大町小学校 多賀小学校	1時間	円	円	150		塩田小学校 志筑小学校 中田小学校 津名東小学校 石屋小学校 北淡小学校 一宮小学校 学習小学校 浦小学校 津名中学校 岩屋中学校 北淡中学校 東浦中学校	<u>300</u>	150	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>全面</th> <th>半面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大町小学校 多賀小学校</td> <td rowspan="12">1時間</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">150</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">塩田小学校 志筑小学校 中田小学校 津名東小学校 石屋小学校 北淡小学校 一宮小学校 学習小学校 浦小学校 津名中学校 岩屋中学校 北淡中学校 東浦中学校</td> <td style="text-align: center;"><u>310</u></td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料		全面	半面	大町小学校 多賀小学校	1時間	円	円	150		塩田小学校 志筑小学校 中田小学校 津名東小学校 石屋小学校 北淡小学校 一宮小学校 学習小学校 浦小学校 津名中学校 岩屋中学校 北淡中学校 東浦中学校	<u>310</u>	150
区分	単位			使用料																													
		全面	半面																														
大町小学校 多賀小学校	1時間	円	円																														
		150																															
塩田小学校 志筑小学校 中田小学校 津名東小学校 石屋小学校 北淡小学校 一宮小学校 学習小学校 浦小学校 津名中学校 岩屋中学校 北淡中学校 東浦中学校		<u>300</u>	150																														
		区分	単位	使用料																													
				全面	半面																												
		大町小学校 多賀小学校	1時間	円	円																												
				150																													
		塩田小学校 志筑小学校 中田小学校 津名東小学校 石屋小学校 北淡小学校 一宮小学校 学習小学校 浦小学校 津名中学校 岩屋中学校 北淡中学校 東浦中学校		<u>310</u>	150																												
				（3）運動場の照明設備使用料		（3）運動場の照明設備使用料																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>全灯照</th> <th>半灯照</th> <th>1基照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料			全灯照	半灯照	1基照						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>全灯照</th> <th>半灯照</th> <th>1基照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料			全灯照	半灯照	1基照					
				区分	単位			使用料																									
						全灯照	半灯照	1基照																									
区分	単位			使用料																													
				全灯照	半灯照	1基照																											

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
対照表

第17条による改正（淡路市立学校施設使用料条例の一部改正）

現 行					改 正 案				
		明	明	明			明	明	明
		円	円	円			円	円	円
岩屋中学校		<u>3,200</u>	<u>1,600</u>		岩屋中学校		<u>3,350</u>	<u>1,670</u>	
北淡中学校	1 時間	<u>2,880</u>		<u>480</u>	北淡中学校	1 時間	<u>3,020</u>		<u>500</u>
一宮中学校		<u>1,440</u>		<u>360</u>	一宮中学校		<u>1,500</u>		<u>370</u>
(4) 体育館の照明設備使用料					(4) 体育館の照明設備使用料				
区分	単位	使用料			区分	単位	使用料		
		円					円		
大町小学校	1 時間	100			大町小学校	1 時間	100		
一宮小学校									
多賀小学校									
塩田小学校		150			塩田小学校		150		
志筑小学校									
中田小学校									
津名東小学校									
石屋小学校									
北淡小学校									
学習小学校		<u>200</u>			津名中学校		<u>210</u>		
浦小学校									
岩屋中学校		<u>200</u>			岩屋中学校		<u>210</u>		
北淡中学校									
東浦中学校									

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第18条による改正(淡路市集会所等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

現 行					改 正 案				
別表第2(第11条、第16条関係)					別表第2(第11条、第16条関係)				
名称	区分	単 位	使用 料	冷暖 房設 備使 用料	名称	区分	単 位	使用 料	冷暖 房設 備使 用料
野島江崎 集会所	1階 和室	1 時 間	円 <u>200</u>	円 100	野島江崎 集会所	1階 和室	1 時 間	円 <u>210</u>	円 100
	調理室	"	<u>500</u>	100		調理室	"	<u>520</u>	100
	2階 研修室	"	<u>300</u>			2階 研修室	"	<u>310</u>	
斗ノ内集 会所	会議室	"	<u>300</u>		斗ノ内集 会所	会議室	"	<u>310</u>	
浅野コミ ユニティ センター	1階 和室	"	<u>200</u>	100	浅野コミ ユニティ センター	1階 和室	"	<u>210</u>	100
	2階 大ホー ル	"	<u>400</u>	100		2階 大ホー ル	"	<u>410</u>	100
生田集會 所	1階 和室	"	<u>200</u>	100	生田集會 所	1階 和室	"	<u>210</u>	100
	調理研 修室	"	<u>500</u>	100		調理研 修室	"	<u>520</u>	100
	2階 研修室	"	<u>300</u>	100		2階 研修室	"	<u>310</u>	100
	和室	"	<u>200</u>	100		和室	"	<u>210</u>	100
尾崎会館	和室大	"	<u>400</u>	100	尾崎会館	和室大	"	<u>410</u>	100
	和室中	"	<u>300</u>	100		和室中	"	<u>310</u>	100
	和室小	"	<u>200</u>	100		和室小	"	<u>210</u>	100
郡家会館	2階 和室	"	<u>300</u>	100	郡家会館	2階 和室	"	<u>310</u>	100
	1階 和室 (1)	"	<u>200</u>	100		1階 和室 (1)	"	<u>210</u>	100
	和室 (2)	"	<u>200</u>	100		和室 (2)	"	<u>210</u>	100
多賀集會 所	集會室小	"	<u>200</u>	100	多賀集會 所	集會室小	"	<u>210</u>	100
	団らん室	"	<u>300</u>	100		団らん室	"	<u>310</u>	100

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
 対照表  
 第18条による改正(淡路市集会所等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

現 行					改 正 案				
	ボランティア ルーム	"	<u>200</u>	100		ボランティア ルーム	"	<u>210</u>	100
	相談室	"	<u>200</u>	100		相談室	"	<u>210</u>	100
江井コミ ユニティ センター	集会室	"	<u>300</u>	100	江井コミ ユニティ センター	集会室	"	<u>310</u>	100
	研修室(調理実 習室)	"	<u>600</u>	100		研修室(調理実 習室)	"	<u>620</u>	100
	会議室	"	<u>200</u>	100		会議室	"	<u>210</u>	100
	作法室	"	<u>200</u>	100		作法室	"	<u>210</u>	100
	視聴覚室	"	<u>300</u>	100		視聴覚室	"	<u>310</u>	100
草香会館	集会室	"	<u>300</u>	100	草香会館	集会室	"	<u>310</u>	100
	会議室	"	<u>200</u>	100		会議室	"	<u>210</u>	100
	談話室	"	<u>200</u>			談話室	"	<u>210</u>	
	和室	"	<u>200</u>	100		和室	"	<u>210</u>	100
備考 1～5 (略)					備考 1～5 (略)				

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
対照表

第19条による改正（淡路市佐野運動公園第1野球場夜間照明設備の設置及び  
管理に関する条例の一部改正）

現 行				改 正 案					
別表（第10条及び第17条関係）				別表（第10条、第17条関係）					
利用区分		単位	照度区分	使用料	利用区分		単位	照度区分	使用料
興行のために 利用する 場合	野球に 利用する 場合	1時間 につき	全点灯	<u>15,000円</u>	興行のために 利用する 場合	野球に 利用する 場合	1時間 につき	全点灯	<u>15,270円</u>
			2 / 3 点灯	<u>10,500円</u>				2 / 3 点灯	<u>10,690円</u>
			1 / 3 点灯	<u>6,000円</u>				1 / 3 点灯	<u>6,110円</u>
	野球以外に利 用する 場合	1時間 につき	全点灯	<u>25,000円</u>	興行のために 利用する 場合	野球以外に利 用する 場合	1時間 につき	全点灯	<u>25,460円</u>
			2 / 3 点灯	<u>17,500円</u>				2 / 3 点灯	<u>17,820円</u>
			1 / 3 点灯	<u>10,000円</u>				1 / 3 点灯	<u>10,180円</u>
興行のため以外 に利用する場合		1時間 につき	全点灯	<u>5,000円</u>	興行のため以外 に利用する場合		1時間 につき	全点灯	<u>5,090円</u>
			2 / 3 点灯	<u>3,500円</u>				2 / 3 点灯	<u>3,560円</u>
			1 / 3 点灯	<u>2,000円</u>				1 / 3 点灯	<u>2,030円</u>
備考				備考					
1・2 （略）				1・2 （略）					
3 市内にある学校等（保育所（園）、 認定こども園又は学校教育法（昭和2 2年法律第26号）第1条に規定する 学校（大学を除く。）をいう。以下同 じ。）が行事若しくはクラブ活動に利 用する場合又は学校等に通所（園）若 しくは通学する園児、児童若しくは生 徒であって市内に住所を有する者若し くは身体障害者等（身体障害者手帳、 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又 は戦傷病者手帳のいずれかを有してい				3 市内にある学校等（保育所（園）、 認定こども園又は学校教育法（昭和2 2年法律第26号）第1条に規定する 学校（大学を除く。）をいう。以下同 じ。）が行事若しくはクラブ活動に利 用する場合又は学校等に通所（園）若 しくは通学する園児、児童若しくは生 徒であって市内に住所を有する者若し くは身体障害者等（身体障害者手帳、 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又 は戦傷病者手帳のいずれかを有してい					

淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例等の一部を改正する条例新旧  
対照表

第19条による改正（淡路市佐野運動公園第1野球場夜間照明設備の設置及び  
管理に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																				
<p>る者をいう。)が半数以上を占める利用の場合の照明設備の使用料は、この表の規定にかかわらず、次表に掲げる使用料とする。</p> <table border="1" data-bbox="209 685 761 887"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>照度区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1時間につき</td> <td>全点灯</td> <td><u>4,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2 / 3点灯</td> <td><u>2,500円</u></td> </tr> <tr> <td>1 / 3点灯</td> <td><u>1,500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	単位	照度区分	使用料	1時間につき	全点灯	<u>4,000円</u>	2 / 3点灯	<u>2,500円</u>	1 / 3点灯	<u>1,500円</u>	<p>る者をいう。)が半数以上を占める利用の場合の照明設備の使用料は、この表の規定にかかわらず、次表に掲げる使用料とする。</p> <table border="1" data-bbox="834 685 1386 887"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>照度区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1時間につき</td> <td>全点灯</td> <td><u>4,070円</u></td> </tr> <tr> <td>2 / 3点灯</td> <td><u>2,540円</u></td> </tr> <tr> <td>1 / 3点灯</td> <td><u>1,520円</u></td> </tr> </tbody> </table>	単位	照度区分	使用料	1時間につき	全点灯	<u>4,070円</u>	2 / 3点灯	<u>2,540円</u>	1 / 3点灯	<u>1,520円</u>
単位	照度区分	使用料																			
1時間につき	全点灯	<u>4,000円</u>																			
	2 / 3点灯	<u>2,500円</u>																			
	1 / 3点灯	<u>1,500円</u>																			
単位	照度区分	使用料																			
1時間につき	全点灯	<u>4,070円</u>																			
	2 / 3点灯	<u>2,540円</u>																			
	1 / 3点灯	<u>1,520円</u>																			